

<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号)</p> <p>○(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号))</p>	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号)</p> <p>○(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 23 号))</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第 19 条 指定特定(障害児)相談支援事業者は、指定特定(障害児)相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</p>	<p>第二 指定計画(障害児)相談支援に関する基準</p> <p>2 運営に関する基準</p> <p>(15) 運営規程</p> <p>指定計画(障害児)相談支援の事業の適正な運営及び利用者(障害児等)に対する適切な指定計画(障害児)相談支援の提供を確保するため、基準第 19 条第 1 号から第 8 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定特定(障害児)相談支援事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p>
<p>一 事業の目的及び運営の方針</p>	
<p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p>	<p>① 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>従業者については、相談支援専門員とその他の従業者に区分し、員数及び職務の内容を記載することとする。なお、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第 3 条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない(基準第 5 条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。)</p>
<p>三 営業日及び営業時間</p>	

<p>四 指定計画（障害児）相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者）から受領する費用及びその額</p>	<p>② 指定計画（障害児）相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者）から受領する費用及びその額</p> <p>指定計画（障害児）相談支援の提供方法及び内容については、サービスの内容及び計画相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者）から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載するものとする。</p> <p>計画相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者）から受領する費用及びその額については、計画（障害児）相談支援給付費（法定代理受領を行わない場合に限る。）のほか、基準第 12 条第 2 項に規定する額を指すものである。</p>
<p>五 通常の事業の実施地域</p>	<p>③ 通常の事業の実施地域</p> <p>通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。</p>
<p>六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p>	<p>④ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>指定特定（障害児）相談支援事業者は、障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能であ</p>

<p>七 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	<p>ること。</p> <p>⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年法律第 79 号）において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定特定（障害児）相談支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。</p> <p>具体的には、</p> <p>ア 虐待の防止に関する担当者（責任者）の選定</p> <p>イ 成年後見制度の利用支援</p> <p>ウ 苦情解決体制の整備</p> <p>エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）</p> <p>オ 基準第 28 条の 2 第 1 項の虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること等を指すものであること。</p>
<p>八 その他運営に関する重要事項</p>	<p>⑥ その他運営に関する重要事項</p> <p>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第</p>

	<p>二の三に規定する地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成 29 年 7 月 7 日付け障障発 0707 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の 2 の(1)で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</p>
--	---